

## 社会資本総合整備計画評価審議資料【下水道課】

### ○計画の名称

- ⑥「岐阜県における循環のみちの実現（防災・安全）」
  - ・説明資料（スライド） . . . p. 1
  - ・社会資本総合整備計画事後評価書 . . . p. 8

# 事後評価 社会資本総合整備計画

岐阜県における循環のみちの実現  
[防災・安全交付金]

都市建築部 下水道課

1

## 次 第

### 1. 社会資本整備総合交付金の事業評価について

- 1-1) 事業評価の概要
- 1-2) 評価の対象となる社会資本総合整備計画の概要
- 1-3) 流域別下水道整備総合計画(流総計画)とは

### 2. 流総計画の改定(事業内容)について

- 2-1) 流総計画改定の流れ
- 2-2) 計画に基づくこれまでの下水道の整備状況
- 2-3) 伊勢湾流域の流総計画改定に係る基本方針
- 2-4) 本県の流総計画の改定概要について

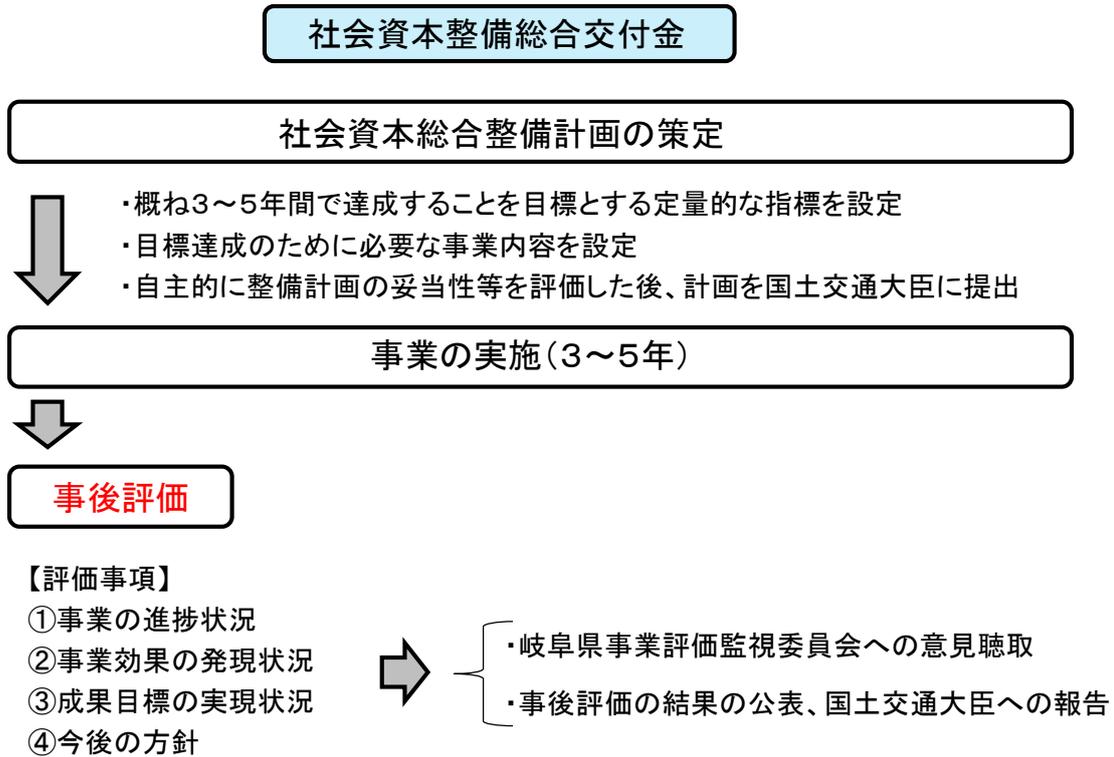
### 3. 社会資本整備総合交付金の目標の達成状況について

### 4. 今後の方針(案)

2

# 1. 社会資本整備総合交付金の事業評価について

## 1-1) 事業評価の概要



3

# 1. 社会資本整備総合交付金の事業評価について

## 1-2) 評価の対象となる社会資本総合整備計画の概要

### 1. 計画の内容

#### <整備計画名>

岐阜県における循環のみちの実現 [防災・安全交付金]

#### <計画期間>

平成31年度～令和5年度（5年間）

#### <計画の目標>

下水道整備の総合的な基本計画である流域別下水道整備総合計画を改定し、河川流域内における個別の事業計画の策定及び必要な下水道整備を進め、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。

### 2. 事業箇所

岐阜県

### 3. 目標を定量化する主な指標

木曾川・長良川、揖斐川、庄内川流域の3流域における流域別下水道整備総合計画改定率を0%（H31）から100%（R5）とする。

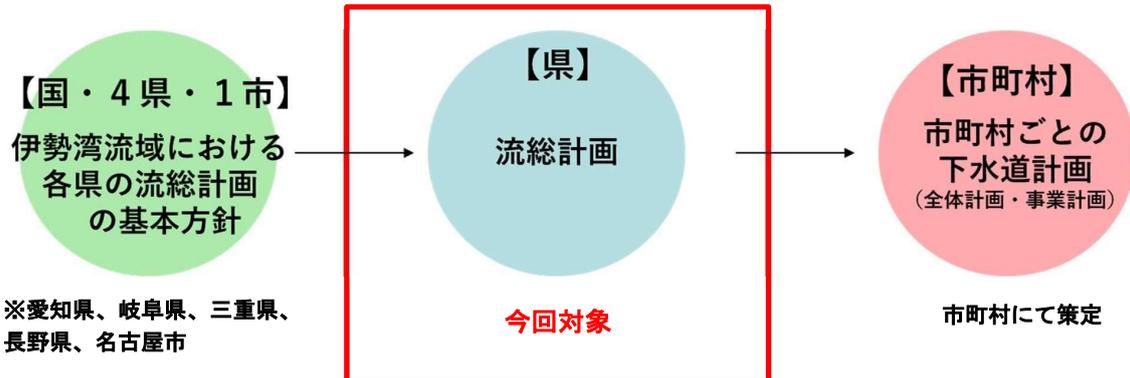
4

# 1. 社会資本整備総合交付金の事業評価について

## 1-3) 流域別下水道整備総合計画(流総計画)とは① (流総計画の位置づけ)

### ○ 流域別下水道整備総合計画

- ・河川等の水質環境基準を達成するため、下水道法に基づき、流域ごとに県が定めるもの。
- ・市町村は、県が策定する流総計画に適合する「下水道事業計画」を策定する。  
(=流総計画は市町村計画の上位計画にあたる)



5

# 1. 社会資本整備総合交付金の事業評価について

## 1-3) 流域別下水道整備総合計画(流総計画)とは② (流総計画で定める主な項目)

- ①下水道処理区域
- ②下水道の根幹的施設の配置、構造および能力 (下水処理場の整備)
- ③窒素、リンの削減目標量及び削減方法 (下水処理場における高度処理※の導入)  
※富栄養化の原因となる汚水中の窒素やリンを除去できる水処理方式のこと

### (本県の伊勢湾流域における流総計画)

河川名		策定年度	直近 改定年度	今回 改定年度
伊勢湾流域	木曾川・長良川	昭和48	平成22	令和5
	揖斐川	平成16	平成22	令和5
	庄内川(土岐川)	昭和58	平成22	令和5

【既計画の終期】いずれも令和7年度まで

↓  
計画の改定が必要



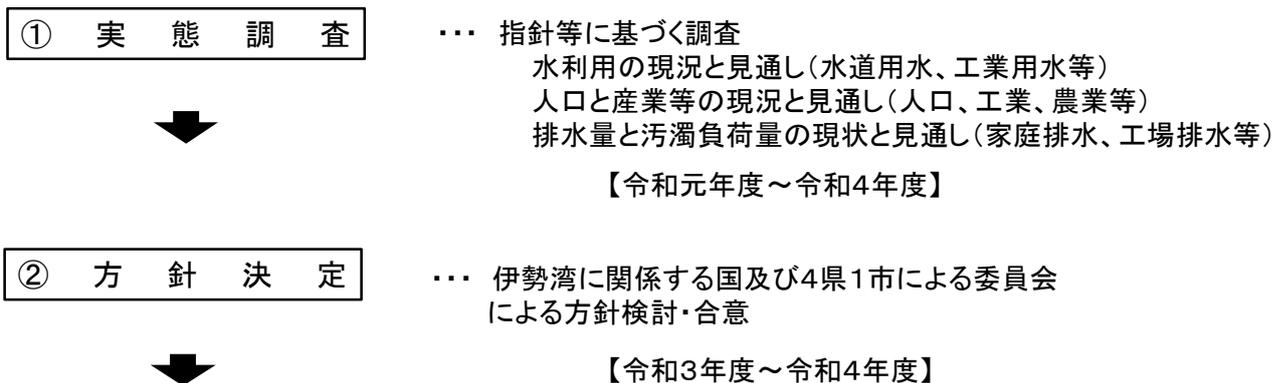
6

## 2. 流総計画の改定(事業内容)について

### 2-1) 流総計画改定の流れ①

- 計画の改定にあたっては、国の「流域別下水道整備総合計画調査指針」及び「同指針と解説」(平成27年1月改定、以下「指針等」)に基づき、各種調査や将来水質の解析を実施
- 指針等に基づき、計画案を作成の上、下水道法に基づく手続きを経て、計画を改定

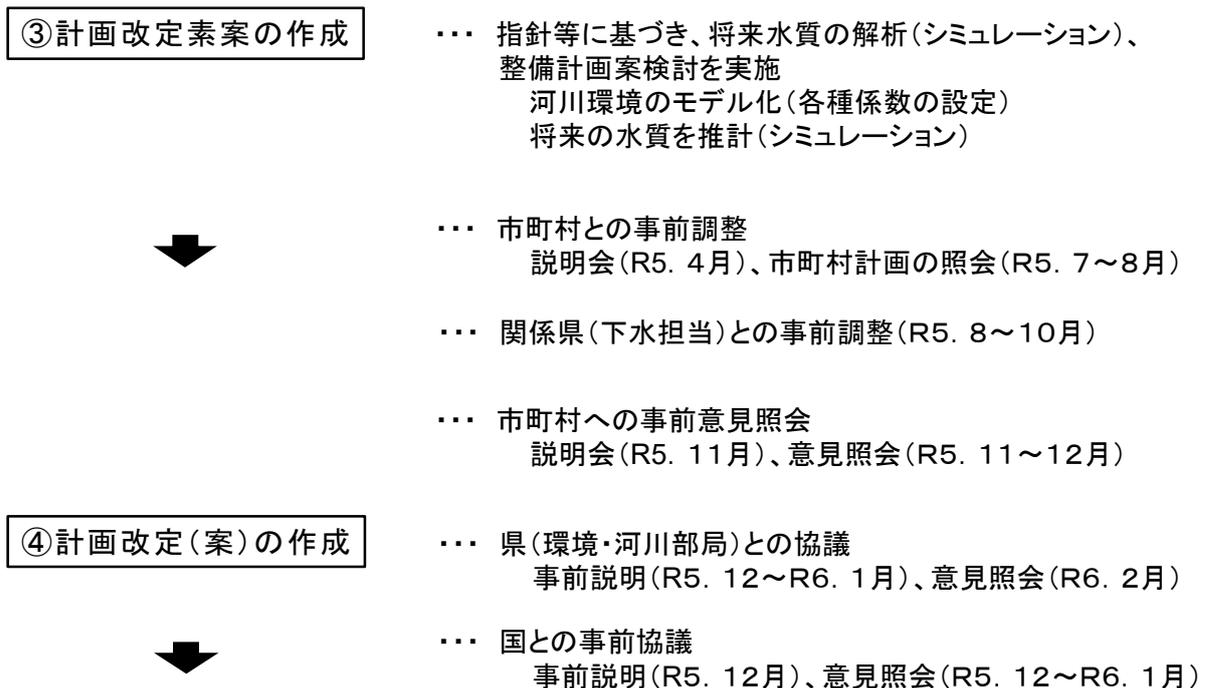
#### < 具体の改定プロセス >



7

## 2. 流総計画の改定(事業内容)について

### 2-1) 流総計画改定の流れ②



8

## 2. 流総計画の改定(事業内容)について

### 2-1) 流総計画改定の流れ③

⑤ 計 画 改 定

… 下水道法第2条の2第7項に基づく意見照会  
(関係県及び関係市町村)  
意見照会(R6. 2月)



… R6. 3. 11改定

⑥ 国 へ の 届 出

… 下水道法第2条の2第10項に基づき国へ届出  
(R6. 3月)

9

## 2. 流総計画の改定(事業内容)について

### 2-2) 計画に基づくこれまでの下水道の整備状況

○下水処理場(令和4年度末)

<計 画>31自治体(県+30市町)、79施設

<整備状況>30自治体(県+29市町)、77施設

整備済		建設中	未着手
77	うち高度処理状況		1 (大野町)
	対応済	未対応	
	29	48	

⇒すべての施設で高度処理を導入することとしているが、導入には大規模な改築が必要となるため、現段階では未対応の施設が多い(将来の更新時などの導入を予定)

○下水管きよ(令和4年度末)

面積ベースで74%の下水管きよを整備済み

⇒ただし、合併処理浄化槽なども含めた汚水処理人口ベースでは、94%となっている

10

## 2. 流総計画の改定(事業内容)について

### 2-3)伊勢湾流域の流総計画改定に係る基本方針

○伊勢湾流域は、4県(岐阜県・愛知県・三重県・長野県)+1市(名古屋)を対象区域とするため、国の調整のもと基本方針を策定(令和5年2月合意)

○4県は基本方針のもとに、各河川の流総計画の改定作業を進める

#### 委員会(国及び4県1市で構成)での主な合意事項

① 伊勢湾における全ての水質環境基準の達成には時間を要するため、**令和30年を目標年次とした「当面の目標」を設定**

- ・下水処理におけるエネルギー効率の観点から、下水道と下水道以外の施策間で汚濁削減の分担の適正化を図る
- ・基準達成のため下水道以外の汚濁排出源での削減を進める必要があるが、取組には時間を要する

② 当面の目標では「豊かな海」を目指す視点から、**窒素・りん(栄養塩)は現況レベルの排出量を維持**

- ・赤潮などを引き起こす窒素・りん(栄養塩)については、これまでの取組で湾全域でほぼ水質環境基準を達成
- ・一方で栄養塩の減少により海苔や貝類などの不漁が発生しているとして、漁業者等からは規制緩和を求める声

⇒ 今後は、分担の適正化を図ることに加え、汚濁の発生量が人口減少とともに減少することから、下水処理場の計画処理水質を緩和 (※排出量=発生量×処理場での水処理による除去率)

下水処理場の計画処理水質(年間平均値) 単位mg/L

大規模な 下水処理場 <small>日最大汚水量 3万m<sup>3</sup>/日以上</small>		COD	全窒素	全りん	小規模な 下水処理場 <small>日最大汚水量 3万m<sup>3</sup>/日未満</small>		COD	全窒素	全りん
	前回合意	8.1	7	0.66		前回合意	12	17	1.4
今回合意	13	9	0.8	今回合意	14	17	1.4		

COD: 化学的酸素要求量/水の汚れの度合いを示す指標

11

## 2. 流総計画の改定(事業内容)について

### 2-4)本県の流総計画の改定概要について

#### (検討内容)

基本方針に基づき、社会情勢の変化を考慮した将来水質のシミュレーションを実施(基準年: 令和元年、推計年: 令和27年)

#### 【主な社会情勢の変化】

- ・将来人口: 基準年から約45万人(24%)減少の見込み
- ・工業出荷額: 基準年から16%増加の見込み
- ・汚濁発生量: 生活由来は減少も産業由来の増加で基準年からほぼ横ばい
- ・国からは、人口減少等を踏まえ、下水道区域と浄化槽区域の適切な見直し<sup>(※)</sup>の要請

※浄化槽の放流水質基準は、公共下水道に比べて多少低いものの、近年は性能も向上しており、地域によっては設置費用が安価となり、設置にかかる時間も短くなるといったメリットがあります。

#### (改定内容)

より良い水質環境を目指し、適切な見直しを行いつつ、下水道の整備・運営を進める

項目	改定内容	改定理由
下水道区域	区域見直し 約5.2万haに縮小(▲0.5万ha)	浄化槽への見直しに伴う縮小
下水処理場の整備	大野町の計画廃止 各処理場の計画処理水質の見直し	下水から浄化槽へ汚水処理手法を見直し 基本方針の当面の目標に基づく
下水処理場における高度処理の導入	現行の整備状況を維持 (77→30施設)	基本方針の当面の目標に基づく

12

### 3. 社会資本整備総合交付金の目標の達成状況について

木曾川・長良川、揖斐川、庄内川の3流域における流域別下水道整備総合計画を令和6年3月に改定したことにより、目標を達成することができた。

指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値		結果		適用
					基準年度		目標年度		年度	
流域別下水道整備総合計画策定率	%	策定済み計画数 ／ 策定すべき計画数	流域別下水道整備総合計画を改定し、河川流域内における個別の事業計画の策定及び必要な下水道整備を進め、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。	0%	H31当初	100%	R5末	100%	R5末	達成

13

### 4. 今後の方針(案)

#### ◆効果の発現状況

- ・見直し後の流総計画を令和6年3月に策定したことにより目標を達成することができたため、本社会資本総合整備計画による事業は完了とする。
- ・今後は本改定計画に基づき、市町村事業計画の適切な見直しを進めることで、より良い水質環境を目指すとともに、効率的な事業運営を行っていく

14

社会資本総合整備計画 事後評価書

計画の名称	岐阜県における循環のまちの実現（防災・安全）				重点配分対象の該当								
計画の期間	平成31年度	～	令和5年度	(5年間)									
交付対象	岐阜県												
計画の目標	下水道整備の総合的な基本計画である流域別下水道整備総合計画を策定し、河川流域内における個別の事業計画の策定及び必要な下水道整備につなげて、安全・安心、快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	148	A	148	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合C／（A+B+C+D）	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）	定量的指標の現況値及び目標値			
		当初現況値 (H31当初)	中間目標値 (R3末)	最終目標値 (R5末)	
		1	木曽川・長良川、揖斐川、庄内川流域の3流域における流域別下水道整備総合計画策定率を0%（H31）から100%（R5）とする。 流域別下水道整備総合計画策定率 流域別下水道整備総合計画を策定済み計画数/流域別下水道整備総合計画を策定すべき計画数	0%	0%

備考等	個別施設計画を含む	国上強化を含む	一	定住自立圏を含む	一	連携中核都市圏を含む	一	流域水循環計画を含む	一	地域再生計画を含む	一
-----	-----------	---------	---	----------	---	------------	---	------------	---	-----------	---





事後評価	
○事後評価の実施体制、実施時期 事後評価の実施体制 岐阜県事業評価監視委員会にて意見を聴取し、評価を実施	事後評価の実施時期 令和7年2月12日  公表の方法 岐阜県のホームページで公表
○事業効果の発現状況  定量的指標に関連する 交付対象事業の効果の発現状況	木曾川・長良川、揖斐川、庄内川流域の3流域における流域別下水道整備総合計画について、令和6年3月に見直し後の計画を策定したことからより目標を達成することができたため、事業効果は発現できたと考える。
定量的指標以外の交付対象事業の 効果の発現状況（必要に応じて記述）	
○特記事項（今後の方針等）	

案件番号：

○目標値の達成状況			
番号	指標 (略称)		目標値と実績値に差が出た要因
	目標値／実績値		
1	最終 目標値	100%	
	最終 実績値	100%	

案件番号：